

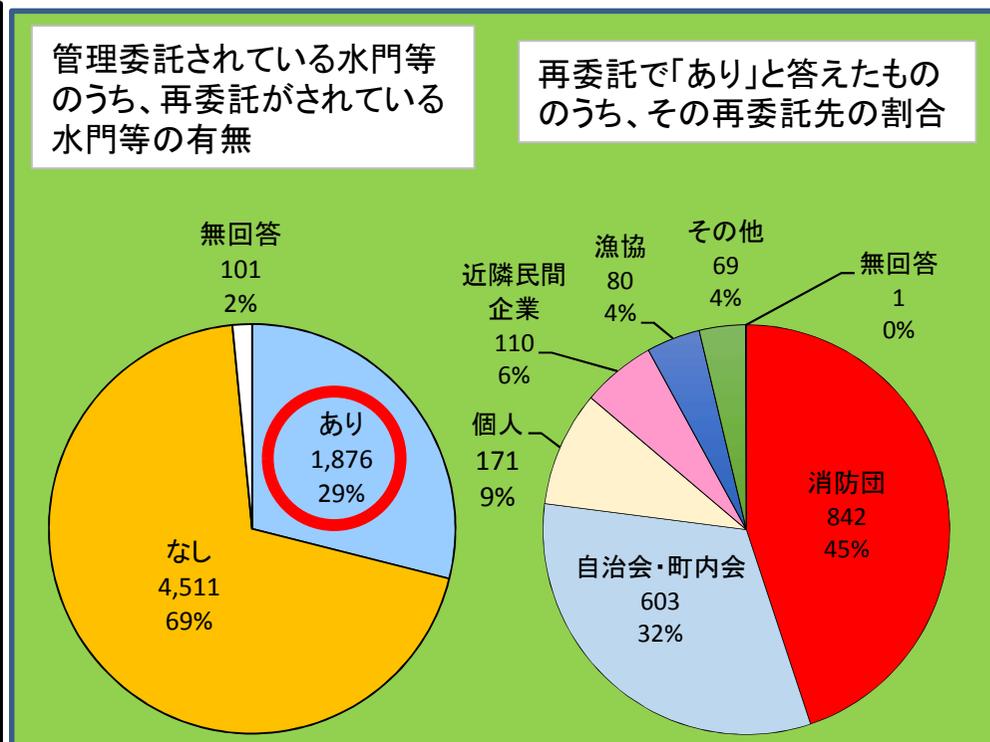
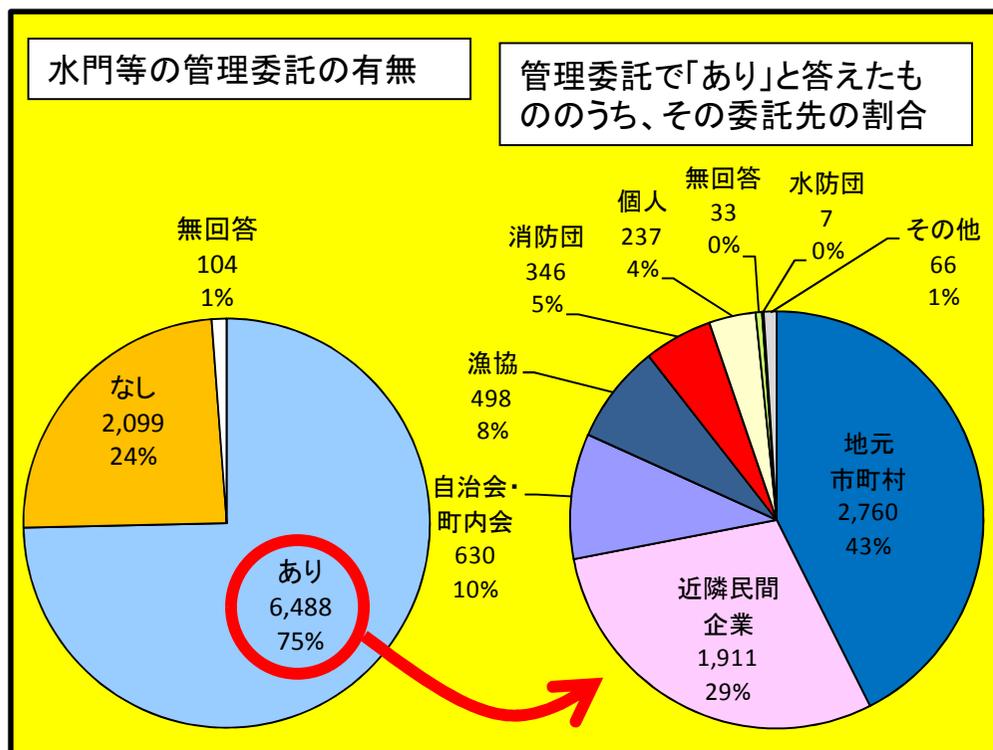
# 水門・陸閘等業務委託契約の 標準案の検討

---

# 1. 水門・陸閘等の操作等委託先

- 国土交通省及び農林水産省では、平成24年12月に、水門・陸閘等の管理運用に係る実態把握のためのアンケート調査を実施。
- 集計結果をみると、水門・陸閘等の操作等は、全体の約3/4が管理委託され、委託先は、地元市町村(43%)、近隣民間企業(29%)、自治会・町内会(10%)の順に多い。
- 管理委託されている施設のうち、再委託が全体の約3割、再委託先は、消防団(44%)、自治会・町内会(32%)、個人(9%)の順に多い。

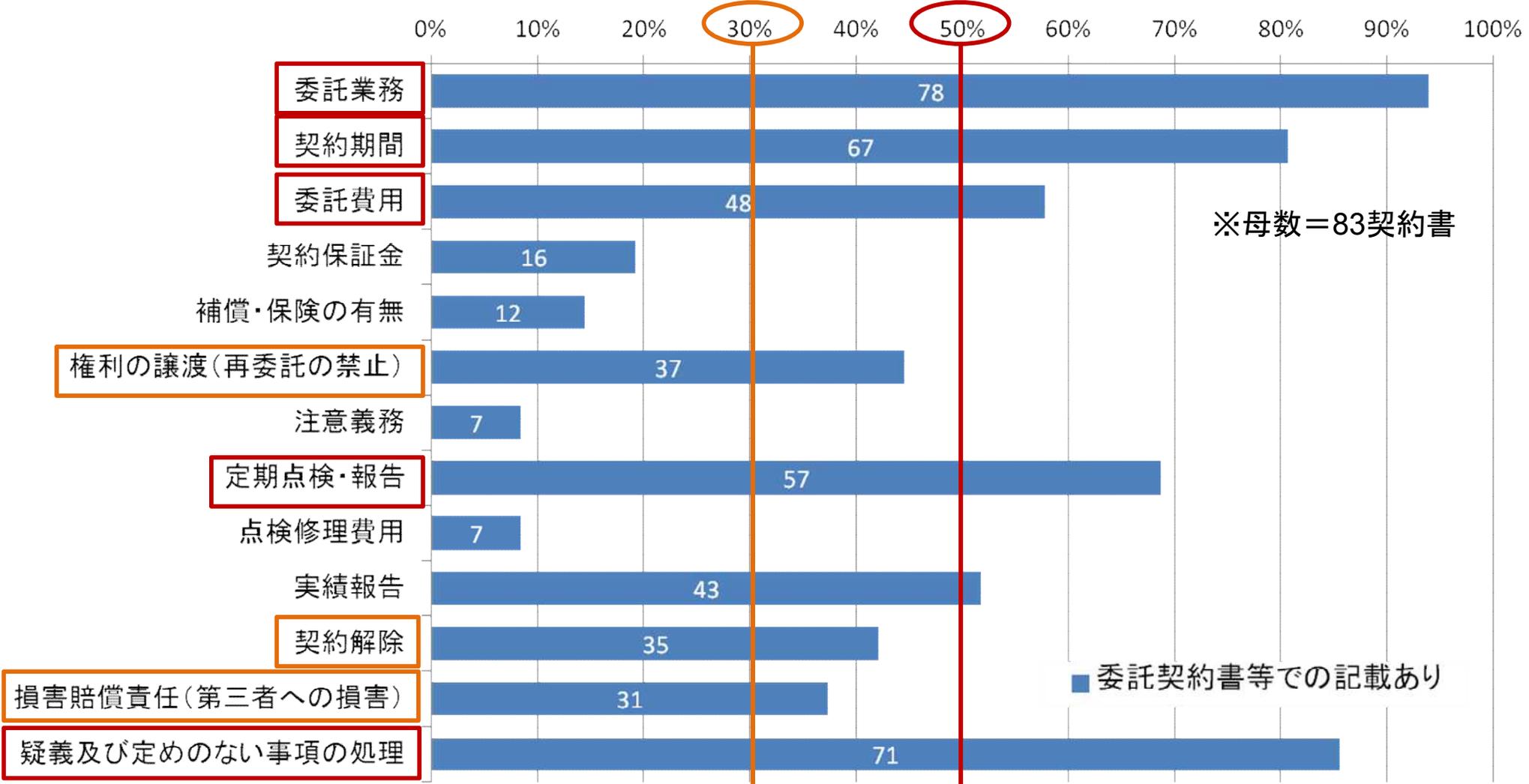
⇒以降の検討では、「①企業・地元市町村」、「②自治会・個人等」を主な委託先として想定する。



出典：農林水産省及び国土交通省調査(平成24年12月)

# 2. 既存の操作等委託契約書での記載事例

- 平成26年度に収集整理した水門・陸閘等の操作委託契約書等83件について、記載事項の有無を整理。
- 半数以上の委託契約書等に記載のある事項は、多い順に、「委託業務(内容)」、「疑義及び定めのない事項の処理」、「契約期間」、「定期点検・報告」、「委託費用」及び「実績報告」。
- その他、「権利の譲渡(再委託の禁止)」や「契約解除」、「損害賠償責任(第三者への損害)」についても3割を超える契約書等で記載あり。

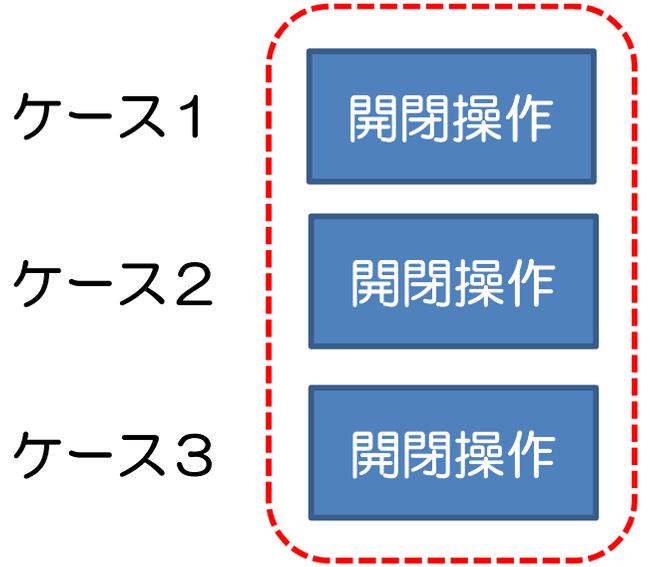


# 3. 水門・陸閘等の管理委託 – 想定される委託業務の内容 –

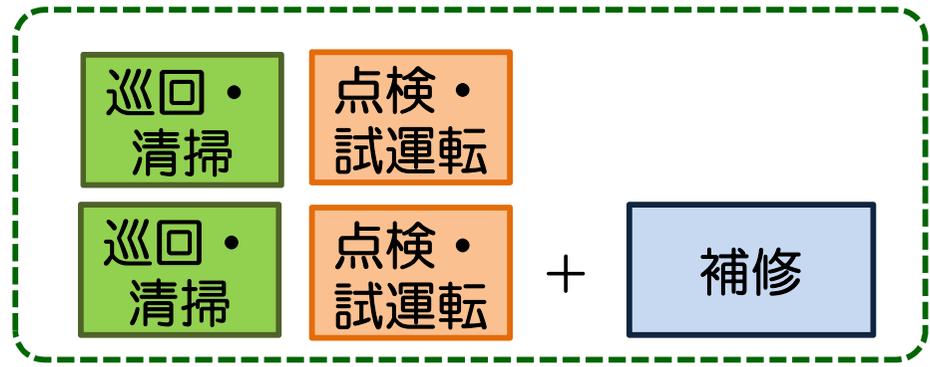
- 水門・陸閘等の委託業務の内容は、大きく3つのケースが想定される。
- 「開閉操作」と「巡回・清掃」、「点検・試運転」、及び「補修」※の組合せ。

※委託先の体制次第では、補修除雪等を全て委託することは困難なことが想定されるため、委託先に応じて、適切な内容を委託する。

## I 開閉操作



## II 維持管理



(施設の開閉操作)



(施設の点検)



(施設周辺の清掃)



(施設の補修)

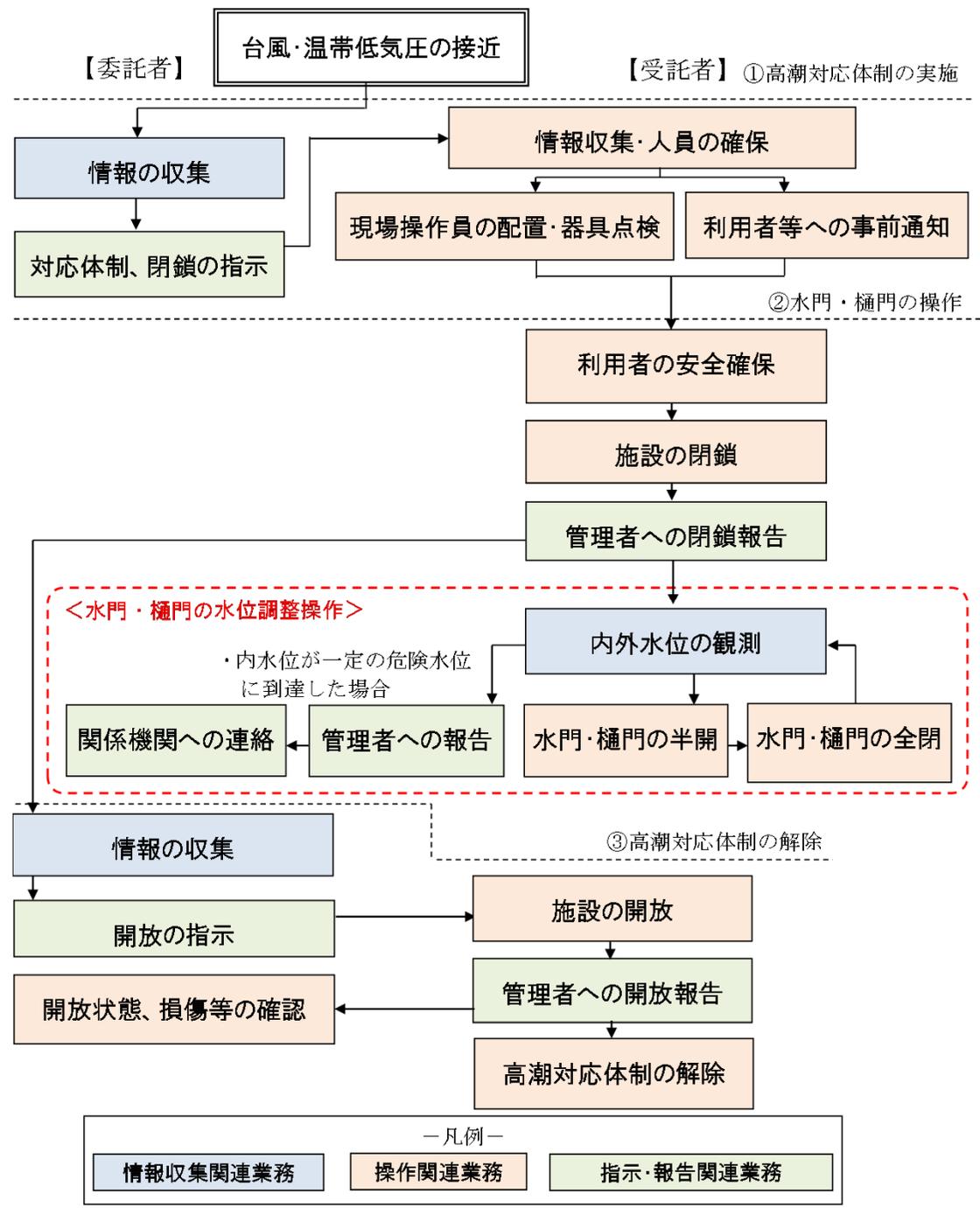
## 4. 操作等委託契約の文書化の必要性

○契約書として文書化しなければ、災害時の迅速かつ的確な閉鎖操作が担保できずに、結果として、背後地住民の生命や財産、企業活動等に甚大な影響が出る恐れがある。

- 口頭了解等で済ますのではなく、文書化すること。
- 委託（操作）内容について明確にすること。
- 委託する側（海岸管理者）及び委託される側（企業、市町村、消防団等）の責任を明確化すること。
- 操作員の安全確保の考え方を明確にすること。

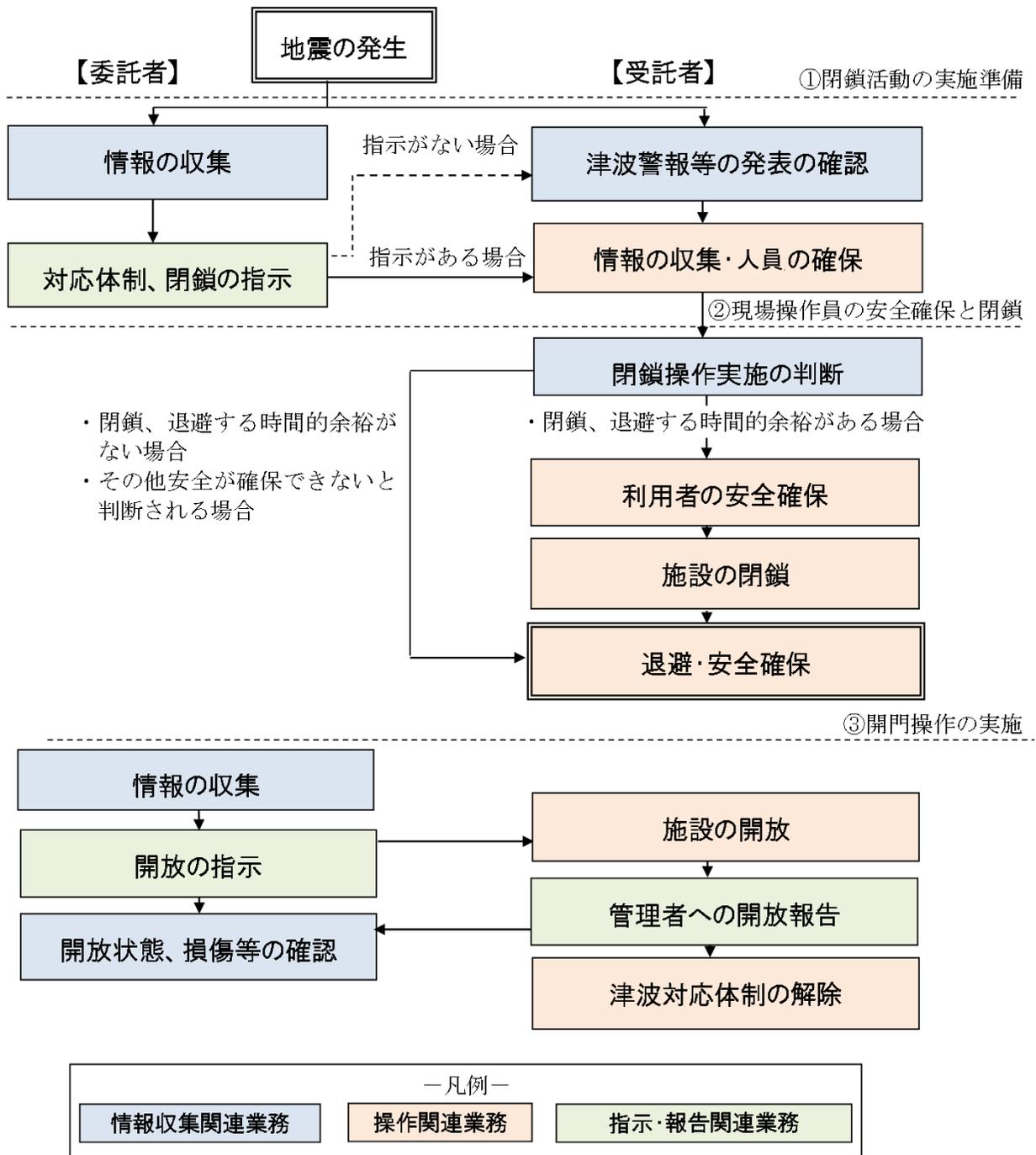
※文書化に際しては、協定や取り決め等の形式も考えられる。

# 5. 水門・陸閘等の開閉操作 – 高潮・高波 –



- ### 高潮・高波災害の特徴
- ①高潮等発生までに前もって閉鎖準備等ができる
  - ②的確な閉鎖指示ができる
  - ③安全な状況で操作及び報告ができる
  - ④操作が確実に行われたかどうか確認できる
  - ⑤水門・樋門は閉鎖後も内水監視・操作が必要となる場合がある

# 5. 水門・陸閘等の開閉操作 – 津波 –



## 津波災害の特徴

- ①閉鎖の準備等が十分できない
- ②閉鎖指示ができない場合がある
- ③操作に十分な時間を要することができない
- ④操作結果の報告ができない場合がある
- ⑤操作結果の確認はできない

## 6. 委託契約書と操作規則の関係

- 改正海岸法に規定された「操作規則」は、各海岸管理者によって、地域の事情の経緯をふまえ策定。
- 「操作規則」は、構成や記載事項、記載内容などが多様。
- 個々の操作等委託契約書に盛り込むべき事項は、「操作規則」に記載される事項を、委託者及び受託者が相互に確認し、それらの実行を担保(約束)するものとして位置付ける。

# 7. 操作等委託契約書に盛り込むべき事項と規定の方向性(案)

## (0) 検討方法等

○「ガイドラインにおける関連規定」、「契約書83事例」、「開閉操作フロー」等に基づき、操作等委託契約書に盛り込むべき事項と規定の方向性(案)を作成(次ページ以降に掲載)。

○委託先として、「①企業・地元市町村」(人員等の体制が整っている)、「②自治会・個人等」(人員等の体制が整っていない)を想定※して、それぞれの体制に応じた規定の方向性(案)を記載。

※中間的な体制規模の委託先(規模が小さい企業等)については、①と②の規定を参考に海岸管理者において検討するものとする。

○ただし、標準案は、地域の実情に応じて、あくまで参考として活用されることを想定して作成。

# 7. 操作等委託契約書に盛り込むべき事項と規定の方向性(案)

## (0) 検討方法等

○基本的な構成(案)は下表のとおり。大分類(1)～(3)ごとに規定の方向性(案)を検討。

※本標準案は、現時点での議論のたたき台として整理したものであり、今後の精査・変更を前提とした内容である。

大分類	中分類	小分類	条
(3) 契約一般に関する事項	契約の基本事項	(目的)	第1条
		(対象とする施設)	第2条
		(委託業務)	第3条
(1) 開閉操作に関する事項		(委託業務の実施・指示)	第4条
(2) 開閉操作と関連が深い事項	受託者の責務	(業務実施計画書の提出)	第5条
		(現場操作員の安全確保)	第6条
		(業務実績報告書の提出)	第7条
	費用	(委託費及び支払方法)	第8条
		(補修に関する費用負担)	第9条
	損害賠償	(損害賠償責任)	第10条
		(操作員の負傷等)	第11条
	業務遂行の担保	(再委託)	第12条
		(施設の操作の訓練)	第13条
		(調査等)	第14条
(3) 契約一般に関する事項	契約処理	(契約の解除)	第15条
		(引き継ぎ)	第16条
		(委託費の処理)	第17条
		(秘密の保持)	第18条
		(委託期間)	第19条
		(定めのない事項の処理)	第20条
		契約書の保持	-

# 7. 操作等委託契約書に盛り込むべき事項と規定の方向性(案)

## (1) 開閉操作に関する事項①

- 現場操作者が水門・陸閘等の操作を安全かつ適切に行うため、災害別の操作の流れに基づき、委託者、受託者による操作内容、責任の所在等明らかにしておくべき事項を盛り込む。
- 「開閉操作に関する事項」については、委託先の体制の違いによる規定の方向性に相違はないと考えられるため、委託先ごとの規定の方向性(案)は記載していない。

記載箇所	盛り込むべき事項	ガイドライン(要約)	規定の方向性(案)	
			高潮・高波	津波※
4条	情報収集	・現場操作員は、管理者からの指示又はあらかじめ定めた操作・退避ルールに従い出動する。	委託者が適切に収集し受託者へ伝える	受託者自らが収集する場合がある
4条	操作指示	・海岸管理者は必要な情報を入手し、指示及び情報提供を行う。	委託者が指示する	委託者による指示がない場合の対応が必要
4条	堤外利用者の安全確保	・堤外の人々の有無を確認し、適切な避難誘導を行う。 ・操作員の安全が確保されない場合、開放したまま退避することも考えられる。	閉鎖の旨周知し確実に退避させる	操作者の安全が確保される範囲で対応する
4条	操作方法	・操作説明書に基づき操作を行うなど、操作方法を設定。	実施手順を明確化しておく	

※遠地津波については高潮・高波に準じた規定とする

# 7. 操作等委託契約書に盛り込むべき事項と規定の方向性(案)

## (1) 開閉操作に関する事項②

記載箇所	盛り込むべき事項	ガイドライン(要約)	規定の方向性(案)	
			高潮・高波	津波※
6条	操作者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波到達までの操作・退避時間が確保できる場合に限り、出動・操作を開始する。</li> <li>・現場操作員は、自ら危険と判断した場合には速やかに退避を行う。</li> </ul>	安全が確保されない場合は、 <u>業務を中止し、速やかに退避する。</u>	
4条	結果確認(報告)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場操作員は操作の開始及び完了時に報告を行う。</li> <li>・ただし、安全確保の観点から退避を優先する場合は退避後で構わないものとする。</li> </ul>	委託者へ報告する	委託者へ報告できない場合の対応を規定
4条	内水処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水時の運用と津波又は高潮時の操作・退避ルールの整合に留意が必要である。</li> </ul>	内水位と外水位を監視し、一定の基準に基づき開閉操作を行う	基本的に規定しない
4条	開放	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、津波注意法等が解除された時点で、開放する。</li> </ul>	操作規則で定めた開放基準に基づき対応する	

# 7. 操作等委託契約書に盛り込むべき事項と規定の方向性(案)

## (2) 開閉操作に関連が深い事項①

○先の開閉操作に関連して、委託者及び受託者間で確認しておくべき契約事項を盛り込む。

【委託先の分類】①: 体制による相違のない規定、②企業・地元市町村向けの規定、③自治会・個人等向けの規定

記載箇所	盛り込むべき事項	ガイドライン(要約)	規定の方向性(案)
8条	①委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門・陸閘等の利用者と操作者の関係によって検討する。</li> <li>・自助・共助の考え方を基にして、双方の協議の上で決定する。</li> </ul>	<p>①共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情及び業務内容に応じ、適切な額の支払。</li> </ul> <p>※①企業・地元市町村と②自治会・個人等で規定に大きな相違なし</p>
10条	②損害賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情等に応じて責任の範囲は適切に検討する。</li> <li>・ただし、操作員の重大な過失がある場合を除き、当該操作員への責任が生じ得ない契約内容とすることを原則とする。</li> </ul>	<p>①共通事項</p> <p>操作に伴う損害、閉鎖できなかったことに伴う損害、ともに賠償責任は受託者に及ばない。</p> <p>※①企業・地元市町村と②自治会・個人等で規定に大きな相違なし<sup>11</sup></p>
11条	③操作者の補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間保険等によりカバーされるよう、費用負担を含め事前に補償方法を明確にしておくことが望ましい。</li> </ul>	<p>①企業・地元市町村 (企業)</p> <p>労災保険制度等の活用により補償 (地元市町村)</p> <p>災害補償制度等の活用により補償</p> <p>②自治会・個人等</p> <p>任意保険への加入により補償。</p>

# 7. 操作等委託契約書に盛り込むべき事項と規定の方向性(案)

## (2) 開閉操作に関連が深い事項②

記載箇所	盛り込むべき事項	ガイドライン(要約)	規定の方向性(案)
5条	④操作の実効性	(特に記載なし)	①企業・地元市町村 操作者の連絡体制や詳細な業務実施手順、退避方法などを別途文書化(業務実施計画書)しておくことを基本とする。 ②自治会・個人等 <u>少なくとも操作規則に基づいて操作を行うことを規定し、必ずしも業務実施計画書の作成は行わない。</u>
12条	⑤再委託	・海岸管理者は、再委託先の最終操作者等も含め、現場操作に携わる者を全て把握し、指示系統を整理するものとする。	①企業・地元市町村 受託者は再委託をする場合、操作の <u>指示系統を明確化する。</u> ②自治会・個人等 再委託は規定しない。
7条	⑥実績報告	(特に記載なし)	①企業・地元市町村 地震発生から避難までの時間経過、人員の動き、活動内容をまとめた業務実績報告書による報告を基本とする。 ②自治会・個人等 <u>少なくとも操作規則に基づいて操作を行うことを規定し、文書による報告は求めない。</u>

# 7. 操作等委託契約書に盛り込むべき事項と規定の方向性(案)

## (2) 開閉操作に関連が深い事項③

記載箇所	盛り込むべき事項	ガイドライン(要約)	規定の方向性(案)
13条	⑦訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託契約の中で訓練への参加を位置づけることが望ましい。</li></ul>	<p>①共通事項 訓練の頻度や方法、参加者などを事前に定める。 ※①企業と②自治会・個人で規定に大きな相違なし</p>
3条	⑧維持管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託先の実施すべき業務の範囲を明確化することが望ましい。</li><li>・委託先の体制に応じて、適切な委託内容とする。</li></ul>	<p>①共通事項 維持管理を委託する場合は、<u>巡回、点検、補修等の方法や頻度等を定める。</u></p> <p>①企業・地元市町村 企業の規模に応じ、<u>巡回以外に補修等も委託するとともに、補修費用の負担方法を規定。</u></p> <p>②自治会・個人等 基本的に<u>巡回のみを委託する。</u></p>

# 7. 操作等委託契約書に盛り込むべき事項と規定の方向性(案)

## (3) 契約一般に関する事項

○業務委託契約を適切に締結し、その効力を担保するために必要な事項を盛り込む。

- 業務の目的(1条)や対象とする施設(2条)及び業務の委託(受託者の責務)(3条)
- 業務内容が適切に実施されているかどうかの調査(13条)
- 契約の解除(14条)要件、その際の引き継ぎ(15条)、委託費の処理(16条)方法
- 秘密保持(17条)の条項
- 契約期間(18条)
- 定めのない事項(19条)への対処